第１章　計画の策定

第１節　計画の目的

この計画は、町土並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき、山田町防災会議が作成する計画で、各防災機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定めることを目的とする。

第２節　計画の構成

この計画は、本町における災害に対処するための基本計画として策定するものであり、「総則編」、「震災・津波対策編」、「風水害対策編」、「一般災害対策編」、「資料編」、「様式編」で構成する。

第３節　町民の責務

町民は、山田町地域防災計画により、防災上の責務とされている事項については、誠実にその任務を果たすとともに、各防災機関の実施する防災上の諸施策に対し協力する等自ら進んで防災に寄与するよう努める。

また、将来の災害に適切に対処するため、行政による対策はもとより、自らを災害から守る自助の意識を高めつつ、要配慮者等への支援など地域を守る共助の気運を醸成しながら、みんなで防災に取り組むものとする。

第４節　法令に基づく他の計画との関係

この計画は、山田町地域に係る防災対策として、総合的かつ基本的な性格を有するものであって、指定行政機関等の長が作成する防災業務計画又は岩手県地域防災計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

第５節　災害時における個人情報の取扱い

町は、災害時における被災者支援において、個人情報を適切に活用することができるよう、条例等の規定に従って、あらかじめ必要な取扱いを定めるよう努める。

第２章　防災関係機関の役割分担

第１節　防災関係機関の責務

第１　県

県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。

第２　山田町防災会議

１　所掌事務

山田町防災会議の所掌事務は、次のとおりである。

(1) 山田町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
(2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
(3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
(4) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条の水防計画を調査審議すること。
(5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務を処理すること。

２　組　織

山田町防災会議は、山田町長を会長とし、別表の委員をもって組織する。

３　会議の招集

山田町防災会議の招集は、会長が会議開催の５日前までに開催日時、開催場所及び議事を示し委員に通知して行う。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

参考資料：山田町防災会議条例（資料編１－２－１①）
山田町防災会議運営規程（資料編１－２－１②）

別表　山田町防災会議委員

委員の区分（山田町防災会議条例第３条第５項）		所属所名等	職名
会　長		山田町	町長
１号委員	指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者	三陸北部森林管理署	署長
		三陸国道事務所宮古西維持出張所	所長
		釜石海上保安部	部長
２号委員	岩手県の職員のうちから町長が任命する者	沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター	所長
		宮古保健所	所長
		県立山田病院	院長
３号委員	岩手県警察の警察官のうちから町長が任命する者	宮古警察署	署長
４号委員	町長がその部内の職員のうちから指名する者	山田町	副町長
		山田町	技監
		総務課	課長
		財政課	課長
		政策企画課	課長
		水産課	課長
		商工観光課	課長
		長寿福祉課	課長
		健康子ども課	課長
		建設課	課長
		上下水道課	課長
		消防防災課	課長
５号委員	教育長及び教育長がその部内の職員のうちから指名する者	山田町教育委員会	教育長
		山田町教育委員会	教育次長
６号委員	消防団長	山田町消防団	団長
７号委員	宮古地区広域行政組合の消防職員のうちから町長が任命する者	宮古地区広域行政組合消防本部	消防長
８号委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者	八千代地区自治会	会長
９号委員	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者	日本郵便㈱山田郵便局	局長
		東北電力ネットワーク㈱宮古電力センター	所長
		三陸鉄道㈱	運行本部長
		東日本電信電話㈱岩手支店災害対策室	室長
		岩手県北自動車㈱山田支所	所長
10 号委員	産業団体の長のうちから町長が委嘱する者	山田町商工会	会長
		山田漁業協同組合連合会	代表理事会長
		新岩手農業協同組合山田支所	支所長

第２節　防災関係機関の業務の大綱

指定地方行政機関、県、町及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が防災に関し処理する業務は、おおむね次のとおりである。

第１　県

機　関　名	業　務　の　大　綱
岩手県	1　県防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害特別警戒本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること。 2　防災に関する施設及び組織の整備に関すること。 3　防災訓練の実施に関すること。 4　防災知識の普及及び教育に関すること。 5　災害に関する情報の発表、収集、伝達及び広報に関すること。 6　自衛隊、他の都道府県、関係機関等に対する応援要請に関すること。 7　災害応急対策の実施に関すること。 8　災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関すること。 9　被災施設の復旧、被災地域の復興に関すること。 10　市町村その他の防災関係機関の災害対策の総合調整に関すること。

第２　町及び広域行政組合

機　関　名	業　務　の　大　綱	
	大　綱	内　容
山田町	町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、山田町の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施する。	1　町防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営 2　防災に関する施設、組織の整備 3　防災訓練の実施 4　防災知識の普及及び教育 5　災害に関する情報の収集、伝達及び広報 6　他の市町村、関係機関等に対する応援要請 7　災害予防・応急対策の実施 8　被災施設の復旧、被災地域の復興
宮古地区広域行政組合	1　消防業務に関すること。 2　救急及び救助業務に関すること。 3　災害予防対策の実施協力に関すること。 4　災害応急対策の実施協力に関すること。 5　ごみ、し尿及び汚物の収集処理の計画並びに実施に関すること。	

第３　指定地方行政機関

県計画 地震・津波災害対策編 第１章 第４節「防災関係機関の責務及び業務の大綱」に定めるところによる。

第４　指定公共機関

県計画 地震・津波災害対策編 第１章 第４節「防災関係機関の責務及び業務の大綱」に定めるところによる。

第５　指定地方公共機関

機　関　名	業　務　の　大　綱
岩手県北自動車㈱山田支所	１　旅客自動車による陸上輸送の確保及び緊急輸送の実施

第６　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機　関　名	業　務　の　大　綱
新岩手農業協同組合 三陸やまだ漁業協同組合 船越湾漁業協同組合 山田漁業協同組合連合会 宮古地方森林組合 山田町商工会	１　共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施 ２　農業、漁業関係の県及び町の実施する被害調査及び応急対策に対する協力 ３　被災農林漁家に対する融資及び融資のあっせん ４　被災農林漁家に対する肥料、飼料、その他資材の確保あっせん ５　商工業者に対する融資のあっせん及び指導・支援
県立山田病院 一般医院、診療所	１　収容患者に対する災害時の避難体制の確保 ２　災害時における負傷者等の収容保護及び医療救護
一般運送事業者	１　災害時における緊急輸送
危険物関係施設の管理者	１　災害時における危険物の保安措置
水門施設の管理者	１　水門施設の防災上の整備及び管理

第３章　町土の概要

第１節　位　置

本町は、岩手県の東部に位置し、東方は太平洋に臨むとともに、西方は宮古市と大槌町に接している。南方は大槌町に接し、また北方は宮古市に接している。

		東端	西端	南端	北端
山田町の東西南北端点	経度	142° 03′ 41″	141° 44′ 53″	141° 53′ 48″	141° 52′ 15″
	緯度	39° 28′ 17″	39° 31′ 57″	39° 23′ 56″	39° 33′ 48″

（国土交通省国土地理院）

第２節　面　積

本町は、東西 23.03km、南北 18.55km で、面積は 262.81km² である。

地目別面積　　（単位：km²、%）

区　分	総面積	田	畑	山林	宅地	湖沼	原野	牧野	雑種地	その他
実　数	262.81	4.28	4.65	215.61	3.46	0.07	6.62	—	2.87	25.25
構成比	100.00	1.63	1.77	82.04	1.32	0.03	2.52	—	1.09	8.01

（国土交通省国土地理院、町統計書第 11 号）

第３節　地勢・地質

第１　地　勢

本町の北部、西部、南部には、北上高地からの支脈が伸びて急峻な山岳地帯を形成し、荒川川、津軽石川、関口川、織笠川等二級河川がその支脈の間を流れ、平地部は極めて少なく、当町面積の大半は山林原野となっている。

東部、東南部は、リアス式海岸で山田湾、船越湾があり、船越半島は、昭和30年に国立公園の指定を受けた陸中海岸国立公園の中心部に位置し、海岸性原生自然の景観に優れている。地層は、山間部が古生代の泥岩を中心に、珪岩、石灰岩、海岸部は、中生代の安山岩、花崗岩より成っている。

(1) 町内の山

（単位：m）

山岳名	標　高	所在地	山岳名	標　高	所在地	山岳名	標　高	所在地
高滝森	1,160.3	豊間根	古宿森	968.9	豊間根	水呑場山	947.0	豊間根
鳥古山	850.0	豊間根	弥惣森	816.9	豊間根	山母森	806.8	山田
十二神山	731.4	豊間根	長岩森	690.4	豊間根	日光山	673.0	大沢
鯨山	610.2	大槌	五堂城森	532.4	山田	金田森	528.5	豊間根
霞露ケ岳	504.2	船越	堀合ケ岳	451.8	豊間根			

(2) 町内の川（二級河川）

（単位：m）

河川名	指定延長	所在地	河川名	指定延長	所在地	河川名	指定延長	所在地
荒川川	4,473	豊間根	津軽石川	7,000	豊間根	大沢川	5,700	大沢
関口川	4,400	山田	織笠川	7,400	織笠	馬指野川	1,800	織笠

(3) 町内の川（準用河川）

（単位：m）

河　川　名	延　長	河　川　名	延　長	河　川　名	延　長
繋川	2,600	荒川川（大川）	2,600	荒川川（小川）	2,500
長内川	4,000	島田川	1,900	田名部川	4,750
織笠川	1,500	白石川	1,450	新田川	3,600
中瀬川	850	山の内川	700	落合川	2,600
山谷川	780	岩ケ沢川	300	西川	1,750
神倉川	600	早川川	500	細浦川	700
間木戸川	1,900	女川	850	川村川	200
内野川	2,200	秀禅川	500	ワラビ川	300
				合　　計	39,630

第２　地　質

(1) 本町の地質は、山地は中古生層によって形成され、大部分が古生代の本州地向斜から本州造山運動によって陸化し、中生代に何回かの海進を受けている。白亜紀（宮古世前）に顕著な運動があった後、古第三紀以降陸化し現在に至っている。

(2)　陸域の地質は、第三系は分布せず、下部白亜系の上部陸中層群原地山層と、白亜系花崗岩類に大別される。原地山層は、安山岩、ケラストファイアー、火砕岩類を主とし、砂岩、粘板岩をはさむ地層からなる。なかでも酸性～中性火山岩類が、陸中層群の分布面積の 35%にも達する。

また、同層内には緑色岩類の分布も見られる。分布域は、宮古市以北、重茂、船越両半島の海岸沿い及び半島のつけ根の部分に見られる。この分布域から、原地山層は、巨視的には、宮古市以北については、方向に配列するが、浄土ケ浜から大沢海岸地域については、北北西から南南東へ配列している。この地域の原地山層は、比較的上層部が発達しているものと推察される。

(3)　花崗岩類は、原地山層以外の地域のほぼ全域に分布する。花崗岩は、原地山層に貫入しているが、原地山層の火山活動は、花崗岩類の先駆をなすものであり、両者は、一連の火山活動の産物とみなすことができる。（昭和 59 年３月海上保安庁水路部発行、５万分の１沿岸の海の基本図海底地形地質調査報告山田湾より）

第４節　気　候

本町の沖合は、寒流系の親潮と暖流系の黒潮が混交する海域であり、本町の気候も海流の影響を受け、一般的には暖冬涼夏で過ごしやすい。

年間の気候状況（直近３か年）

要素	降水量（mm）	平均気温（℃）	日最高気温（℃）	日最低気温（℃）	平均風速（m/ｓ）	日照時間（時間）
2022 年（令和４年）	1,354.0	11.7	17.1	7.1	0.8	2,034.5
2023 年（令和５年）	1,376.5	13.1	18.4	8.5	0.7	2,107.0
2024 年（令和６年）	1,516.5	13.1	18.2	8.5	0.7	2,107.2

（資料：盛岡地方気象台）

雨量計設置箇所

地　区　名	管　理　者	備　考
織笠	盛岡地方気象台	アメダス
大沢	三陸国道事務所	
山田	岩手県県土整備部	
豊間根	岩手県県土整備部	

第４章　地震、津波の想定

第１節　基本的な考え方

2011 年（平成 23 年）３月 11 日の東北地方太平洋沖地震の被害の多くは、従前の被害想定をはるかに超える結果となったところであり、その要因の調査分析を踏まえ、県は令和３～４年度に津波防災地域づくりに関する法律に基づき最大クラスの津波を対象とした津波浸水想定の設定を行うとともに、最大クラスの地震・津波を対象とした新たな被害想定を実施した。

今後の防災対策については、地震、津波の規模が想定よりも大きい可能性も十分に視野に入れて、日本海溝・千島海溝沿いの地震及び津波並びに過去の最大クラスの海溝型の地震及び津波を想定する。

また、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震（※）や遠地地震（※）、火山噴火等による潮位変化（※）に関しては、町民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波地震、遠地津波及び火山噴火等による潮位変化を想定した避難指示の発令体制などの避難に関する対策も検討する。

※　津波地震とは、地震の揺れから通常想定されるより相当程度大きい津波を引き起こす地震のこと。1896 年（明治 29 年）６月 15 日の明治三陸地震津波では、地震の揺れは震度３程度と小さかったが、沿岸部を巨大な津波が襲い、多くの犠牲者が出た。

※　遠地地震による津波とは、その地点で地震の揺れを感じないような遠方の地震による津波のこと。1960 年（昭和 35 年）５月 24 日に本町等を襲ったチリ地震津波がその代表例。

※　火山噴火等による潮位変化とは、火山噴火による気圧波や山体崩壊等の火山現象による潮位変化（防災対応上「津波」と呼称）のこと。2022 年（令和４年）１月 16 日に本町に津波警報が発表されたトンガ諸島付近のフンガ・トンガ - フンガ・ハアパイ火山の大規模噴火に伴う潮位変化がその代表例。

参考資料：三陸沿岸及び本町における災害記録（資料編１-４-１）

第２節　想定する地震の考え方

本町に影響を及ぼすおそれのある地震として、日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの地震及び 2011 年（平成 23 年）３月 11 日の東北地方太平洋沖地震を含む過去に発生した最大クラスの地震、岩手県が行った令和３～４年度「地震・津波被害想定調査」のうち本町に大きな被害を及ぼす地震を想定する。

第３節　想定する津波の考え方

津波対策を構築するに当たっては、基本的に次の２つのレベルの津波を想定する。

１　発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（Ｌ２津波）

２　最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波（Ｌ１津波）